

申立てに際してご用意いただく書類等（23. 4. 1～）

【御注意】申立ての際は、以下の書類等を用意してください。（書類がそろっているかよく確認してください。戸籍謄本（戸籍全部事項証明）等は3か月以内のものをご用意ください。書類は各1通で結構です。申立用の印鑑（みとめ印）は必ず持参してください。

種 類	名 称	備 考
申立書類 と 附属書類	☐ 申立書（後見・保佐・補助を選択方式にしたもの）	申立人が記入
	☐ 保佐・補助の場合の代理権・同意権付与申立書及び行為目録	同上。後見の場合は不要
	☐ 申立書付票（本人以外の申立用）	申立人が記入
	☐ 本人に関する照会書	申立人等が記入
	☐ (本人の)財産目録及び収支目録	参考記載例あり
	☐ 候補者に関する照会書（親族用あるいは専門家用）	候補者が記入
	☐ 親族関係図（本人と配偶者・親子・きょうだい等を示したもの）	申立人が記入
裁判所に 納める費 用	☐ 収入印紙 800円分（申立費用です。下記の2, 600円分とは別に用意してください。） （※保佐・補助で同意権・代理権付与が加わる場合はその分増額されます）	郵便局等で購入
	☐ 収入印紙 2, 600円分（後見登記費用です。上記の800円分とは別に用意してください。）	同上
	☐ 郵便切手 3, 400円分 （内訳 500円×3枚, 80円×20枚, 20円×5枚, 10円×20枚） （※保佐開始・補助開始の場合は、さらに500円×2枚を追加）	同上
	☐ 後見・保佐の場合には、鑑定料相当額（「鑑定についてのおたずね」で引受け料として記載されている金額。その記載がないときは金10万円。）をご用意ください。ただし、鑑定が不要となる場合があります。	
申立人について の資料	☐ 戸籍謄本（全部事項証明） ※本人と同じ戸籍であれば不要 又は外国人登録原票記載事項証明書	4親等内の親族であることを確認するため必要
本人につ いての資 料	☐ 戸籍謄本（全部事項証明） 又は外国人登録原票記載事項証明書	
	☐ 住民票	
	☐ 登記されていないことの証明書	取り方の説明をご参照
	☐ 診断書（裏面・記載留意事項）	主治医等に依頼のこと
	☐ 鑑定についてのおたずね	同上
	☐ 財産関係等の資料コピー （1）不動産 ☐ 登記簿謄本 （2）預貯金・株等 ☐ 通帳 ☐ 証書 ☐ その他 （3）生命保険 ☐ 保険契約証書 （4）負債 ☐ 住宅ローンの償還表 ☐ 金銭消費貸借契約書 ☐ その他 （5）収入 ☐ 年金額改定通知書・振込通知書 ☐ 不動産収入がある場合は確定申告書・収支内訳書控え ☐ その他 （6）支出 ☐ 医療費・施設費領収書 ☐ 介護保険料通知書 ☐ 国民健康保険料通知書 ☐ 住民税・固定資産税の納税通知書 ☐ その他 （7）健康状態資料 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者手帳 ☐ 身体障害者手帳	別紙「本人の財産関係等の資料」及び「コピーの取り方」をご参照
候補者について の資料	☐ 住民票（本籍表示のあるもの） 又は外国人登録原票記載事項証明書	
	☐ 陳述書（欠格事由のないことを確認するもの）	候補者自身がよく確認して記入し署名・押印
親族関係 の資料	☐ 同意書（同意している親族の方の分）	趣旨・範囲については、説明書をご参照